

### 第36課 表見代理その2（権限ゆ越による表見代理）

表権代理が成立する第2の場面は、民法第110条が規定するいわゆる**権限ゆ越**（「ゆえつ」）の場合である。これは、代理人が与えられた権限を逸脱して行為をしたときに、一定の場合にその行為の効果を本人に帰属させ、相手方（条文上の表現では「第三者」）を保護しようとするものである。

例えば、本人Aが代理人Bに、Aの所有する車を相手方Cに賃貸する権限しか与えなかったのに、Bがその権限の範囲を超えて、その車をCに売却してしまった、などという場合である。この場合、Bは車を売ってしまう権限は与えられていないのであるから、本来であればBの売却行為の効果はAには及ばないはずである。しかし、Cの側から見れば、Bが車を賃貸する権限しか持っていないのか、それとも売却する権限をも与えられているのかは、必ずしも明確には分からない場合がある。このような場合に、Bの売却の権限があると信じて売買取引をしたCを保護する必要がでてくるのである。そこで、民法第110条は、この場合、Cが、Bに売却の権限があると信じたことに、「**正当ノ理由**」がある場合には、民法第109条の場合と同じく、売買の効果もAに帰属させ、AC間にBを代理人とした車の売買取引が成立したものと扱うことにしているのである。この場合、もちろん、Aに損害が発生すれば、BはAに対して不法行為による損害賠償責任を負う。

この「**正当ノ理由**」とは、代理人の行為が権限内の行為であると信じ、かつそう信じることにについて善意無過失でなければならないということである。したがって、注意をすれば権限外の行為であることに気づいたはずである場合には、この表見代理は成立しない。相手方が善意無過失であるか否かの判断は、状況に応じてしなければならず、ここもまた判例の集積が大きな役割を果たす分野であるが、例えば、本人から署名入りの**委任状**や、財産の**権利証**などを預かっている代理人が、権限外の行為をした場合には、相手方は善意無過失とされることが多いであろうし、逆に、金融機関が、金銭を貸す場合に、それがかなりの高額であるにもかかわらず、借主あるいは保証人の代理人とのみ交渉し、借主や保証人本人に直接連絡を取るなどしてその意思を確認しなかったなどという場合には、金融機関側に過失があるとされることが多いであろう。

## 1 重要語句

### a 権限ゆ越による表見代理

「ゆ越」というのは、「範囲又は限度を超える」というほどの意味。一般用語としては現在ではあまり使われない。権限ゆ越による表見代理は、「越権代理」ともいう。

本人から代理人に与えられている本来の代理権（本文の例では、車を賃貸するための代理権）を「基本代理権」という。

この基本代理権は、従来は厳格に法律行為に関する代理権でなければならないとされていたが、次第に、厳密には代理権ではないものでも基礎になると解釈されるようになっており、判例では、不動産の登記申請（不動産の登記申請は、国に登録を求める公法上の行為であって、法律行為ではない）だけを委任された者が、権限の範囲を超えて、第三者とその不動産の取引行為をした場合にも民法110条の表見代理の成立を認めたものがある。

権限ゆ越による表見代理は、代理権授与表示に比べて、本人の側には責められるべき理由あるいは責任を負わされてもやむをえないような原因（このような理由や原因を「帰責事由」という。）の程度が低い（しかも、判例上、正当な理由があると認められるについて、本人の過失やその原因への寄与は必要ないとされている）ので、第109条の場合よりも本人をも保護する必要がある場面が多いので、民法110条は、この場合に、相手方に「正当ノ理由」を要求しているのである。第109条の場合と異なり、第110条の場合、表見代理の成立を主張する者（相手方）は、裁判において、正当理由の存在、すなわち善意無過失を主張立証しなければならない。

なお、民法110条の表見代理は、法定代理にも適用があることに注意する必要がある。

### b 委任状

自分以外の者に法律行為を委任したことを証する書面のこと。形式は問わず、認証も必要ないが、その委任状に押した本人の印鑑（日本では署名に代えて印鑑を使用することが多い）が間違いなく本人のものであることを示すため、市役所などが発行する「印鑑登録証明書」の添付を要求されることが多い。

### d 権利証

不動産などの財産について正当な権利を持っていることを示す公的な証明書のこと。